相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小名浜玉川町北一八番地五、最後の住所福島県いわき市小名浜玉川町北一八番地の五　被相続人　亡　鈴木　久泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十七日

福島県いわき市平字材木町三七番地メゾンドソア一階みぎは法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸川　瑛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡高森町牛牧二六八四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　篠田　利江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十七日

長野県飯田市松尾明四八七八番地

相続財産管理人　田中　清文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市中町五丁目八番地六、最後の住所愛知県岡崎市六供町字二丁目一四番地

被相続人　亡　河村　拓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十七日

愛知県岡崎市明大寺町字奈良井三五番地一

相続財産管理人　天野　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市花沢町西ノ入一番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　加藤　孝次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十七日

愛知県豊田市若宮町八丁目一番地一〇新豊田ビル三階

相続財産管理人　弁護士　樋口　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南郡岬町深日一五一一番地の三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　下出　啓二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十七日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人　高瀬久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市箕曲中村一〇八五番地、最後の住所大阪市天王寺区筆ケ崎町五番五三一一四一六号　被相続人　亡　辻　文義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十七日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階

相続財産管理人　高瀬久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区南堀江四丁目五番地、最後の住所大阪府高槻市城南町一丁目四番二四号

被相続人　亡　難波喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十七日

大阪市中央区道修町二丁目二番六号後藤ビル九階

相続財産管理人弁護士　江後　利幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市大字佐保四九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大上　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十七日

大阪府大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館八階

相続財産管理人　弁護士　岩佐　嘉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南島原市西有家町須川七一五番地、最後の住所長崎県島原市新湊二丁目丙一九九四番地五　被相続人　亡　佐藤　慶信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十七日

長崎県島原市弁天町一丁目九〇番地二

相続財産管理人　竹内　峰昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市梶尾町三四九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋津フエ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十七日

熊本市梶尾町二七八番地四

相続財産管理人　緒方　博貴

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年5月27日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社マイランド関東　②国土交通大臣(1)7984　③代表取締役　島田和仁　④東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー29階　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市西区北幸1－5－4三協ビル7階B室　千葉県船橋市本町5－3－3大野ビル3階A号館　埼玉県さいたま市大宮区宮町1－96－4岩井ビル4階　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー29階　株式会社マイランド関東　代表取締役　島田和仁

①城南建設株式会社　②国土交通大臣2)6183　③代表取締役　岩堀和男　④神奈川県相模原市中央区富士見二丁目8番8号城南建設ビル　城南建設株式会社　代表取締役　岩堀和男

①株式会社リ・ネットＩＳＨＩＤＡ　②愛知県知事(1)020580　③代表取締役　石田侑嗣　④愛知県名古屋市千種区今池一丁目5番11号　株式会社リ・ネットＩＳＨＩＤＡ　代表取締役　石田侑嗣

①広重土建工業　②山口県知事(6)2064　③代表者　広重茂夫　④山口県岩国市関戸字大内迫750－2　⑤1,000万円　⑥山口県知事　⑦山口県岩国市車町三丁目17－5　広重土建工業　代表者　広重茂夫